

甲斐市教育委員会第7回定例会議事録

- 1 日 時 令和7年10月28日(火)午後1時30分
- 2 場 所 竜王北部公民館3階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】小林啓子委員 金子初男委員
千野国弘委員
【説明員】大寫正之教育部長 小田切英規教育総務課長
小山田拓也学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長
樋口一凶図書館長 小野貴博学校教育指導監
長田大地学事係長
- 5 欠席者 米山祐希職務代理者
- 6 傍聴人 なし
- 7 事務局 内野真理教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 8 議事録署名委員の指名 D委員 B委員
- 9 前回議事録の承認 令和7年度 第6回定例会議事録 「承認」
- 10 教育長からの報告
- 11 議 題
第1号 教育長職務代理者の指名について
第2号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
第3号 甲斐市立図書館協議会委員の任命について
- 12 その他
(1) 令和7年度教育関係団体からの要望書について
(2) 令和7年度甲斐市青少年健全育成推進大会について
(3) 文化協会文化祭の開催について
(4) 図書館ネットワークシステム更新に伴う休館について
(5) 休日の部活動地域移行に伴う地域クラブ活動について
(6) 11月の行事予定について
- 12 閉 会 午後3時15分

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

改めましてこんにちは。10月定例教育委員会にご出席いただきありがとうございます。

先週末は、急に寒くなりました。北杜市に行く用事がありましたが、既にストーブが活躍しておりました。甲府・中北保健所管内では、インフルエンザの流行も始まっております。皆様、体調管理にはくれぐれもご留意ください。

先週と今週、4日間の日程で、校長・教頭の人事評価面談を部長と共に行いました。1校30分程度の時間ではありましたが、どの校長・教頭ともに精力的に学校経営・運営に努力している様子が伝わってきました。頼もしく感じたところです。私も、これまでに何人もの素晴らしい管理職の先生方に出会ってきました。所属の教職員から慕われ、頼られ、信頼されてきました。「この先生なら、困ったことがあったら相談してみよう」そのように思われている先生方です。そのような先生方に共通するものは、何か。それは、「笑顔・フットワーク・声かけ」の三拍子です。笑顔が基本で、若手の先生や、異動してきた先生にスッと近づいて自分から声をかけるのです。声掛けをして、悩みに耳を傾け、支える、その姿勢が、弱音も吐ける、みんなを支える職員集団となるのではないのでしょうか。管理職にこの姿勢があると教職員の雰囲気は良くなります。「先生方の悩みを聴くことが大切」と頭ではわかっている、ミドルリーダー・中堅の時に悩みを聴く経験があまりないと、なかなか実行するのが難しいものです。面談では、忙しい中ですが、笑顔で接すること、声掛け、聴くのコミュニケーションを大事にしてください、という話をしたところです。多くの先生が、その重要性は認識しておられたようでした。

本日も多くの視点からご意見をいただくとともにスムーズな進行にご協力をお願いします。

以上、あいさつとさせていただきます。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。D委員、B委員を指名します。よろしく願いいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第6回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、A委員・C委員に署名をいただきます。

○教育長報告

教育長 それでは、10月の諸報告を行います。資料の10月の日程をご覧ください。

主なものについて、ご報告いたします。

1日、オーストラリアタラマラハイスクール友好交流団歓迎レセプションがありました。1日から8日まで滞在し、無事に帰国しました。

2日、中北地区市町村教育委員会連合会の教育視察研修が行われました。委員の皆様にご出席いただきました。

午後には、本市独自の研修として、北杜市の文化財センター、郷土資料館を見学しました。

5日、市内小学校で運動会が実施されました。4日の予定を、順延しております。

9日、校長・教頭候補者等の県教育委員会による推薦説明会がありました。

午後には、県市町村教育委員会連合会の研修会が開かれました。委員の皆様にもご出席いただきました。

10日、甲斐市PTA連絡協議会等教育4団体から、教育環境整備要望書の提出がありました。

12日、第4回KAI SPORTS DAYが開かれました。

15日、甲斐国際交流協会から国際交流に関する要望書の提出が

ありました。

16日、中北地区地域教育フォーラムが開かれ、委員の皆様にご出席いただきました。

22日から、校長・教頭の人事評価面談を行いました。

本日28日、定例教育委員会が開かれております。

今後の予定ですが、明日29日、関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究大会の分科会が敷島中学校で開催されます。家庭科の授業提案、研究協議が行われます。

31日、教育委員会委員の任命式が行われます。

以上、諸報告とさせていただきます。

○議 題

第1号 教育長職務代理者の指名について

教育長

まず、議題第1号「教育長職務代理者の指名について」は、私から説明させていただきます。

現在、米山委員に教育長職務代理者となっていております。職務代理者は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、「教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定しております。

職務代理者の任期につきましては、法律、条例、規則において定めがなく、制度上は、次の職務代理者を指名するまでの期間とされております。

甲斐市教育委員会では、これまで委員の皆さんの輪番制により指名をさせていただいております。また、その期間につきましては、11月3日から1年間ということで、今年の11月2日までが米山職務代理者の任期となっております。

従いまして、11月3日から来年の11月2日までを期間とする新たな職務代理者として、小林啓子委員を指名させていただきます。米山職務代理者には、1年間ご尽力いただきましてありがとうございました。小林委員には、11月3日からお世話になります。よろしく願いいたします。ここで、小林委員に一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

委員

以前、道徳の本の紹介文に、生徒からの「アンコール」「アンコール」の大合唱の道徳のラストシーンという文言が目に残りましたので、読んでみますと、中学校の校長先生が行った道徳の授業のラストシーンのことだったそうです。主題は家族への感謝というもので、資料は1994年のピューリッツァー賞をいただいた「ハゲワシと少女」という痩せ細った少女が砂漠でハゲワシに狙われている、そのような写真を資料として行った道徳の授業のことだそうです。その文章を読み、思い出したことがあります。

私が定年退職してから3年間、総合教育センターで指導改善研修の指導員を仰せつかっていました。そのときの取組の中に、センターで日々研修している研修員が、原籍校に行って授業をするという義務もありまして、ある研修員が原籍校の小学校3年生に道徳の授業をしました。もちろんセンターにおいて一生懸命準備をしたうえで臨んだ授業でした。その3年生のクラスでは帰りの会で、その日に心に残ったことや良かったことを、自分の本日の宝として発表していました。その時に1人の男の子が手を上げて、今日の宝は研修員が行った道徳の授業でしたと発言してくれました。それなりに一生懸命努力して行った授業が子どもの心に響いたのだなど、その研修員ともども私達も喜んだということがありました。そのようなことを思い出したので皆さんに一回お話ししておきたいと思ひまして、今日は話させていただきました。少し余計な話になりましたが、本日は教育長職務代理者の指名に際しまして、教育長はじめ委員の皆様方、また、部長はじめ事務局の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら誠心誠意務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

ありがとうございました。

次の議題の審議に入ります前に、議題第2号「令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、非公開とさせていただきたいと思ひます。

そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、討論なしで採決を行います。

委員の皆様にお諮りします。議題第2号の非公開について、賛成の委員の挙手を求めます。

一 同 挙手

教育長 ありがとうございます。挙手多数であります。議題第2号の非公開は、可決されました。よって、議題第2号は非公開とします。

第2号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

教育長 非公開とした議題第2号の審議が終わりましたので、これより公開といたします。

【ここから公開】

第3号 甲斐市立図書館協議会委員の任命について

事務局 (資料説明)

委員 委員任命の件は特に意見ありませんのでよろしいかと思いますが、3ページで教えていただきたいのは、委員さんの中で図書館ボランティアグループという方がいらっしゃいますが、どのぐらいの規模で、どのようなお仕事をされているのかを教えてくださいです。

教育長 委員の任命について承認をいただいてから、図書館ボランティアグループについてお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。新委員の任命についてご質問、ご意見はありますか。

委員 3ページにありますように、元県立図書館の司書幹をされていた経歴をみましても、適任と思いますので承認してください。

委員 私も新委員候補者に仕えたこともありますので非常に適任だと思っています。お願いしたいと思います。

教育長 その他、ご質問、ご意見はありますか。なければ原案のとおり承認してよろしいですか。

一同 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり

承認されました。

それでは、図書館長から図書館ボランティアグループの活動内容やその他の様子について、説明をお願いします。

事務局 図書館ボランティアですが、図書館で様々な講演や人形劇のような活動をしていただいているボランティア団体です。団体数が11団体、公募ボランティアや本の寺子屋の団体もありますが、現在、人数が90人強おります。図書館の様々な事業をボランティアでやっていただいている団体です。よろしくをお願いします。

教育長 その団体から代表の方が現在は3人選出されているということですね。

委員 ありがとうございます。このボランティアグループというのは、読み聞かせの団体のみでなくて、それ以外に図書館の何かの仕事をボランティアで補助するようなことも含まれているのですか。

事務局 パペットサークルや人形劇サークルもございます。

委員 その団体は存じていますが、そのような人たちがボランティアグループということですね。特に図書館に週に何日か出向いて貸出をする、本の整理をするなど、そのようなことをする人たちではないということですね。

事務局 はい。そうです。

教育長 ありがとうございます。

○その他

(1) 令和7年度教育関係団体からの要望書について

事務局 (資料説明)

委員 この厚い冊子ですが、端から端まで読ませていただきました。このような要望書を読みますと、既に市や市教委で多岐にわたる様々な施策や取組、支援がされている状況だということが分かりました。ただ、各教育関係団体からの要望ですが、それぞれの項目において市教委の対応や取組、支援に感謝しつつ、人的・予算的な充実と教育環境整備充実について様々な立場や分野からの多岐にわたる要望ですが、より拡大向上を目指しての要望となっていると思いますので、可能な限りの取組を願っております。教えていただきたいのですが、教頭会から出されたので、教頭会に

訊かないと分からないと思うのですが、教頭会の1ページの(3)番の一番下の行に「特別支援学級を減らしていく方向性が県の動向でみられる現状を危惧する」と書いてありますが、どのような理由でこのような現状なのかということ教えていただきたいのと、もう一つは4ページ上の段の(2)番に「全国学力学習状況調査について、調査の目的に鑑み教育施策の策定のために生かしていただきますよう」、各学校でももちろん生かしていると思うのですが、これはどのような理由で市に要望をしているのか、というこの2点をもし分かったら教えてください。

教育長

特別支援学級の件は県で取り組んでいるところですが、恐らく在籍時間の2分の1、3分の1など、そのようなことを危惧しているのかと思うのですが、県が厳格にしようとしていることを情報としていただきたいと思います。

事務局

特別支援教育の動きにつきましては、国が示しているいわゆる授業時間数の運用について、県で見直しを行うという通達がございました。これまでは特別支援学級に在籍している子どもたちの授業は、総授業時数の3分の1は特別支援学級で授業を行ってくださいといった運用だったのですが、この度、それを2分の1で各学校に対応するようになったところ、そのような形で県からも方針を変更いたしますといったような通知がきました。つまり、特別支援学級に入る子たちを減らしましょうということではなくて、特別支援教育を必要としている子たちに対して、しっかりと手厚く、総授業時間数の半分時間、特別支援学級での教育を行いましょうといったところの趣旨の指示が来たところです。そのことを教頭会でも要望としているのですが、実際の学校運営上、その点については理解できるけれども、ある程度柔軟性もほしいといった、そのような要望だと捉えております。したがって、子どもたちの実態に応じた特別支援教育を今後も展開したいと思っています。

委員

国と県は、2分の1は特別支援学級で指導するように言っているが、現場では、インクルーシブ教育の立場からは好ましくないもので、もう少しそこを融通してほしいとの要望があるということですか。

事務局

県では、必要としている子たちにしっかりと特別支援教育を届けたいといった意向です。ただ、現場としては実態を捉えますとインクルーシブ教育の視点としても必要でありますし、必ずしも半分を特別支援学級で過ごすということではなく、実態に応じて交流学級で過ごす機会も必要としている子たちもいるので、そこは柔軟に対応させていただきたいという要望かと思います。

委員

学級数を減らしていく方向性という訳ではないですね。

事務局

結果的に半分の指導が必要ではなくなった子たちは、通常学級で対応するということになるので、特別支援学級の数が、結果としては減ることになる、そのことを言っているのだと思います。

教育長

可能性とするとそうなることもあります。国の指導もあるので、厳格になるかもしれません。今までは、各学校の実態に応じて概ね3分の1というようなところで県の1月のヒアリングを通過していたのですが、厳しく対応するというような情報もあります。今、入っているお子さんはそれなりの必要性が認められて特別支援学級への入級手続きになっていますので、保護者の要望、子どもの実態からすれば、2分の1だから駄目だということにはならないと思いますが、まだその辺が見えないところです。教頭会の要望書は県下統一の内容が入っていますので、甲斐市だけのものもあれば、県のものも入っているのでそのようなことになっています。恐らく4ページの(2)の全国学力・学習状況調査についても、県全体としてこれを入れるようにということではないかと思いますが、甲斐市を含め結果はそれぞれ生かされているのではないかと思います。それぞれホームページに分析が載っていますので学校では、趣旨に基づいて対応していくと思われま。

事務局

全国学力・学習状況調査ですけれども、この調査結果の取扱いに関する配慮事項の内容が、個々の市町村名や学校名等を公表することについては十分配慮すること、調査結果を高校入試に活用しないことが書かれていて、本来の趣旨である学力向上、学習の改善など、そのような趣旨にきちんと則ることが求められている内容だと思います。それをしっかりと徹底してほしいということですから、今も十分できていると思いますけれども、そのような何か数字だけが一人歩きしたり、順位付けにつながったりしない

ようにということ、教頭会として要望されたのではないかと思います。

委員

先ほどの特別支援学級のことで、少し自分も気になったので令和5、6、7年の特別支援学級の学級数を調べてみたのですが、小学校が、1,626、1,753、1,823、中学校が759、798、849で増えています。だから、本当に県として減らす方向なのかと思ったのですが、ただ今のお話を伺っていると、認定のときに授業時間数3分の1が2分の1になることで、確かに教員数でいうと特別支援学級が増えるということは、必要な教員の数が増えるので、教員が足りない今、県の現状からすれば、それは危惧するというのは分からないではないのですが、実際的にそのようなことが認定の段階で出てくるとしたら問題だと思いますので、そこは注視をしていかなければいけないと思います。

別件ですみません。教育協議会の9ページのところで、不登校児童生徒に対して専任で指導に当たることのできる職員の配置をお願いしますとの文言があったので、これについてですが、特に現状甲斐市内の中学校は、学校不適應加配もありますので学校内での校内支援体制のような教室は作られているのですが、小学校では、現実的に先生方の空き時間を使って校内で支援センターを校内オートルームのような名称で運営をされている学校もありますけれども、実際的には難しい状況だと思います。文科省で校内教育支援センター支援員の配置事業として国と県と市町村で3分の1ずつ出し合っただけということになっているのですが、これについてはあくまでも県が国に対して手を上げてくれないと、中々下までは降りてこないで、やはり県に対して国の事業にぜひ手を上げていただくような働きかけをしていくことで、市町村段階でも予算的なところが少しでも変わってくると良いと思います。県に、様々な形を通してお願いをしていくことが必要かと思いました。

最後に質問なのですが、PTAの要望の2ページに先ほどご説明にありました歩車分離式交差点の導入とは、簡単に言うとスクランブル交差点のような斜め横断で車と人を分けてしまうような大きい交差点のことだと思うのですが、導入してほしいという

のは要望なのでしょうか。

事務局

歩車分離式の交差点は、委員のおっしゃるとおり、車を完全に止めて、歩行者だけが横に、縦にというような形で渡る交差点のことです。

委員

ということは、かなり大きな交差点のことですか。

事務局

大きな交差点でなくても、設置する場合もあるとは思いますが、これは公安委員会や警察で設置するものなので、その基準があるかと思うのですが、必ずしも大きい交差点ではないかと思われます。

教育長

恐らく課長から話があったように交通量や児童生徒の数、一般の人がどのくらい利用するのかによって判断しているのですが、この辺だとイトーヨーカドーの北西、アピオから下ったところや朗月堂書店の北の交差点が歩車分離式になっています。そうすると左折右折のときの巻き込み事故がないので、登下校には安心ということになります。今度、山縣神社から玉幡小学校のところに新しい道ができますが、通学路の危険性に絡んだ議論が出てくると思いますが、安全に登下校できるよう保護者や地域の方の意見も聞きながら検討していくことになると思います。

委員

甲府のスクランブル交差点みたいなものですか。

事務局

結果的にスクランブル交差点のようなものですが、例えば十字の交差点であれば全ての車道の信号を赤にして、縦横を歩行者が渡れる時間を作るような交差点になります。

教育長

運転する側からすれば時間がかかりますが、安全にはなります。

委員

事情をよく承知しないものですから念を押すような話になってしまって申し訳ありませんが、もし間違っていたらご訂正いただきたいのですが、これらの要望については回答をしないということですが、基本的な取組の方向性が多分、これら団体と資料と一致しているという意味だと思いました。ですから市や県や国への要望や市政策の中でこれらについては順次取り組むということで、ご理解いただいていると考えていいのかと理解した上で要望ですが、学校協議会の要望については具体的な内容もありますので、様々な機会に懇談の場等あると思いますので、ぜひこれらについては一つ一つ実現実施の情報や進捗状況については丁寧

にご説明していく必要があると思いますのでよろしくお願ひします。

事務局

委員からお話がありました校内教育支援センターの配置事業についてですが、国の事業については私どもも承知をしているところで、それをぜひ活用し、その配置を目指したいという方向性を固めています。やはり県教委に何度も連絡を取り合いながら、県の動向について探りながら、それを受けて県も今年、各市町村に実施の意向調査をしていただきました。本市としても、もし実現するのであれば参加したいということで回答をしているところです。それらを受けて、聞くところによると、いくつかの自治体からも希望が上がったようですので、それを受けて、県特別支援教育・児童生徒支援課で、県財政部局と今、折衝中という状況だと聞いておりますので、県も事業実施となれば、本市としてもそこで実現を目指していきたいと考えているところです。

教育長

全ての団体から体育館への冷暖房の設置の要望が出ていますので、前回の委員会でも説明をしましたが現状の確認をお願いします。

事務局

体育館への空調設備設置については、今年度、3校で整備を行います。10月10日に入札がありまして、今年度末までには整備を終える予定です。今後につきましては、1年に3箇所程度ずつ整備していきまして、令和12年度までに完成していきたいと考えています。

委員

今、それぞれの団体からの要望ということですが、どこの団体からも留守番電話機能対応という要望が出ていたと思うのですが、その点についても取組状況を教えていただきたいと思います。

事務局

留守番電話やナンバーディスプレイの電話の対応という要望が出ていますが、教育総務課施設係では随時電話機が故障した際に、そちらの方向へと考えております。現在留守番電話が設置されていない学校については、毎年4月1日に学校から保護者へ通知をさせていただく中で、働き方改革もございまして、何時以降または土日は、電話対応が出来ませんとする中で、もし緊急の連絡がある場合は、教育委員会へ電話をいただくような対応をしているところでございます。

教育長 その他、ご質問、ご意見ありますか。
一 同 意見、質問なし。

(2) 令和7年度甲斐市青少年健全育成推進大会について

事務局 (資料説明)

委 員 国の子ども家庭庁の「子ども若者育成支援強調月間」という国民運動の充実や定着を図るため、これに呼応してというところで異存はないのですけれども、まだ甲斐市では「他人の子も褒めて叱る運動」に取り組んでいますか。

事務局 本市では、「他人の子も褒めて叱る運動」を、甲斐シティロータリークラブと共同で実際しておりまして、今年度につきましてはKAI SPORTS DAYの時に啓発活動を行った次第でございます。

委 員 今までは、この青少年健全育成推進大会では、それとも呼応しているような立場でやってこられたので、そのようなことも文言として出てくると、これは「他人の子も褒めて叱る運動」とも呼応しているということも示されると、より認識が強調されると思いました。

教育長 招待者への通知は既に発送済みですので、今後ホームページや来年度に向け「他人の子も褒めて叱る運動」の啓発も兼ねて行っていきます。

委 員 駅前の啓発活動は、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

事務局 駅前の啓発活動につきましては、啓発のチラシやクリアファイルを配布する内容で、11月が強調月間ですということの周知啓発になります。参加者は、各地区の地区民会議や地元の警察にも協力いただいで活動しています。

委 員 子どもたちの参加はありませんが、大人の行事ですか。

事務局 そのとおりです。

教育長 その他、ご質問、ご意見ありますか。

一 同 意見、質問なし。

(3) 文化協会文化祭の開催について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

(4) 図書館情報ネットワークシステム更新に伴う休館について

事務局 (資料説明)

委 員 学校図書室のシステム更新ですが、12月1日から10日までと
いうことで蔵書点検も含まれていますが、特に2校については
12月中となっておりますので、子どもたちの冬休み前の図書貸出
等についての影響は大丈夫でしょうか。

事務局 その2校以外は既に蔵書点検が終わっていますので、システム
が稼働しますと、貸出等の事務が出来るようになります。

教育長 例年学校の司書が中心に蔵書点検していますので、長期休業
等影響の少ない時期に実施することになります。

委 員 その2校は、資料によると12月1日から10日のシステム更
新期間中とは別に蔵書点検を行うとありますが、更新が終わっ
てから蔵書点検を行うのですか。

事務局 学校図書室につきましては、各学校司書が日程を組んでおり
まして、その2校については、学校司書からこの日程で行うと
報告を受けています。ほとんどの学校は事前に済ませしていま
す。蔵書の数も限られておりますので、2、3日で点検可能と
聞いています。図書館は蔵書が多いので、この12日間で出来る
かどうかというぐらい大変な作業でございます。学校は、それ
ぞれ学校の司書が日程を組んで行いますので、この2校につい
ては、システム更新が終わった後で行うという話になっていま
す。

教育長 図書館システムの更新と蔵書点検を一緒に行うのは公共図書
館のみで、学校図書室はそれぞれの学校の日程で蔵書点検を行
うということだと思います。

委 員 少し教えていただきたいのですが、前回更新から7年経って
いましてシステム機能もかなり変わってくる部分があるのかと
思うのですが、その辺の基本的な機能や操作性の部分、大きく
変わるところがあれば教えていただきたいのと、公共図書館の
施設は、完全に休館して館内には入れないという状態で休館で

しょうか。2点お願いします。

事務局

今回はシステムの全面的な見直しではなく、契約期間の終了に伴う更新でございますので、内容等は大きな変更はございません。少し操作方法が変わるところがありますが、基本は今までのものと同じ内容になっております。業者も、入札の結果現行と同じ業者になりましたので、事務の内容については大きな変更はありません。休館期間中は、蔵書点検ということで図書館の職員がほぼ総出で本を出して、バーコードで内容を読んだり、登録されている本が全てあるのかというチェックを行ったりしますので、その間は完全に利用出来ない形になります。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同

意見、質問なし。

(5) 休日の部活動地域移行に伴う地域クラブ活動について

事務局

(資料説明)

委員

部活動の地域移行から地域展開へということで、それを受けての様々な改革なのだと思いますが、7ページについて、これまで部活動は中学校の先生方が中心でしたので、小学校の段階だと部活動がないので、地域のスポーツ少年団やサッカーや野球あるいはこの間の小学校のように全国大会ということもありましたが、中学校の部活動でなく地域の活動ということになると、一つはやはり指導者。小学校の場合は、部活動ではないので、地域の指導者が中心となり活動をまわしてきている。中学校も部活動ではなく地域展開ということになると、どのような人や指導者が地域の中にいらっしゃって、どのように見出していくのかというところが大きな課題だと思います。その中で先生方の兼職勤務の対応もあると思うのですが、先生方の兼職勤務については人事異動がありますので、基本的には地域の中で支えて、同じように指導にかかわっていただく方が、地域にいらっしゃらないと、人事異動との絡みで難しい部分もありますので、まずは地域での指導者をどのように見出していくのが課題だと思います。それに当たってはもちろん保護者の理解をいただくことも大事ですが、各団体等へ周知しながら指導者を発

掘していくというところが大事と思いました。

委員

学校部活動の調整というところで今後検討を進めるとありますが、国の方針とすれば学校部活動は、現状は休日の活動を地域にという形で来たと思うのですが、見通しとして、今後学校部活動はそのまま残すのか、それとも学校部活動を全て地域展開に移行するのか、どのような方向性があるのでしょうか。

事務局

現状を9ページの図など見ていただくと、令和13年度までに国が示すスケジュールの中で、米印のところに休日については改革実行期間に原則全ての部活動で地域展開の実現を目指すとなっていて、休日でないところについては、まだ明確に示されていないという状況がございます。まずは学校教育課が既存の部活動について学校と協議しながら方向性を立てていくということになっていきますので、まずは休日についてをきちんと整えていくということ、それから国の今後の方向性を注視しながら平日についてもまたその動きに則りながら学校と協議して進めていきたいと考えています。

教育長

学習指導要領に部活動のことがどのように記載されるか、講師の先生もこの間の研修会でお話しをされていましたが、今まさに準備をしているところなので、どのような形になるか。令和13年度までには一応休日ということになっていますが、指定校で早く研究しているところでは、平日も地域の皆さんでお願いします、学校での部活動はありませんというような先進地もあります。そこはたくさん受け皿があるので、そのようなことができているのですが、多くは県内でもそうですが、活動を保障していく受け皿がまだ足りないのです、そこまでは行っていないというように思います。今後の指導要領や令和13年度までにどのように市町村で取り組みが出来るかの結果によって、また少し変わってくるのかなとの予想があります。

委員

私は委員と同じような危惧や懸念を持っています。8ページの国の示す大まかな概要というところで改革の理念というのがあるのですが、やはりポイントとしては、2番目の丸の将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるということが目的であり、具体的にそれ

を進めるのは、4つ目の丸の地域全体で関係者が連携して行われるというところが基本になると感じました。そうした上で、6ページや7ページの資料にありますように、行政側が主導して推進協議会を立ち上げて進めていくのですが、担当課は横断的に様々なことをしなければならないので、この連携も重要でしょうし、考え方を共有していくということが重要だと思いますが、推進協議会を立ち上げて進めていった時に、やはり地域の受け皿、地域全体で考える、行政主導ではなくて地域全体が進めていくというスタイルが確立していかないとなかなか実質的な地域展開になっていかないと思います。受け皿となる地域の指導者や団体をどのようにサポートして進めていくか、その辺が一番難しく、重要なポイントになっていくと思います。いかに地域活動として展開していけるか、この協議会の中でも地域全体を巻き込むような形で進めていっていただきたい。中々難しいとは思って、具体的にどうしていったらいいのか良いアイデアもないのですが、意見としてあげさせていただきたいと思います。

教育長

今までの文化として、保護者も子どもたちも教員も地域の皆様も、部活動は学校がやるという考えです。先生方がやるということで、無料で出来ますし、特に授業料も払っていない。もちろん個人で買うものはあつたりはしますが、ユニフォームや道具など公費で負担する中で行ってきたものを、今後は社会教育で、学校はタッチしませんという流れになっていく。私たちも地域の皆さんに対して今後部活動はこうなっていくという発信をしていかなければならないと思います。先進地の様子を聞いてみますと、指導者の確保が一番難しいということ、受け皿作りが難しいということ、それが出来たとしても継続していくためには、どうしても予算が必要で、その予算をどう確保していくかが課題です。仮に保護者が、月に3千円も5千円も費用を負担するということになる、それだけのお金を出して、部活動をするというのがなかなか難しいということもあげられておりました。いずれにしても、このようなことになりましたということを、地域の皆さんに知っていただく、保護者の皆さんに理

解していただく、子どもにも理解していただくという、それが今後の主流になるのかと思います。少子化や教員の負担軽減ということがありますので、全国でみると、例えば佐渡では小さい学校が点在しているので部活動に限られてしまう。この学校では卓球部のみだったり、吹奏楽は出来ない所以文化活動は、囲碁・将棋のみなど限られてしまうので、巡回バスを回して、土曜・日曜に吹奏楽をやりたい子はこの学校に、スポーツをやりたい子はこの学校に行くなどと集まって佐渡の島全体で部活動を保障しましょうということをやっていたり、お隣の長野県では、飯田の中心は村が多く、一村一校のような形になるので、やはりそこも皆さんで提携をして活動を保障して、とりあえず通年は難しいけれども9月から11月の3か月を地域の皆さんで中学生を何か活動に誘って、その活動に一回参加してくださいというような取組を始めているところもあります。そこも話を聞くと、事務局は教育委員会が持ったり、あるいは文化協会などで持ったりするのですが、補助金がついてないと活動できないけれども、補助金がなくなってしまい、これからどうしようかということもありました。イメージとすれば、美術部でしたら、今までは美術の先生が学校で部活動をやっていたけれど、これからはやらない。公民館で油絵の講座や水彩画など同好の志が集まって活動しているので、そこに中学生を少し仲間に入れてやってくれませんか、というような感じになる。囲碁・将棋部だったら、囲碁・将棋をやっているグループに中学生を入れてもらう、そのようなイメージです。合唱をやりたい場合は、双葉のジュニアコーラスのように、地域の方や校長先生もやってくれていますけれど、複数の学校の子も参加していいよと言って、土曜日の午後にみなで歌を歌って楽しみましょう、そういうイメージです。教員はどう関わるかというと、土曜・日曜も自分のライフワークとして陸上を教えたい、バレーを教えたい、テニスを教えたい、柔道を教えたい、そのような人は兼職兼業をして、自分の地域や勤めている地域と一緒に子どもたちの活動に寄与してください。ライフワークとして部活動をやりたい教員と、やりたくないけど部活動をやらなければならない

い教員がいるというのが現実です。土日になると元気になる教員と土日になると憂鬱になる教員がやはりいるのです。そのようなところで負担軽減をしながら子どもたちも土日で活動できる。学校のような活動ができるかという非常に難しい課題がたくさんあります。吹奏楽のような大所帯になると、あれを全てどうしていくのか。楽器の問題もあるし、指導者の問題もあるし、移動の問題もある。比較的簡単に、例えばアーチェリーなどは双葉や竜王からでも自転車で行けますからアーチェリー協会に来て指導してくれると、比較的うまくいきそうではないかというものもあります。もう既にスポーツではいくつか興味を示して、前向きに取り組んでくれているところもあるようですから、そのようなところを一つ立ち上げてみて、様子を見るところからと思っています。先進地の自治体では、土日は休みたい、ゆっくりしたいという中学生も多いようです。一生懸命、土日は活動しましょうと言っている人もいます。入らないという選択肢ももちろんあります。様々な課題が山積している中で、どこの市町村も横並びの感じですか。始めたばかりということでございます。何かご意見等がありましたら、この問題はずっと続いていきますので、あらゆる知恵を出していただきたいと思っております。

委員 関係ないかもしれませんが、今日の新聞で文部科学省が中学校の部活を小学校教員が指導という見出しで、新指針案を出しているという報道がありまして、これは地域展開に特に関係はないと考えていいですか。絡んでくる要素がありますか。

事務局 推測で申し訳ありませんが、関係あると思います。小学校の先生が地域クラブの指導が出来るというような内容が載っていたと思います。

教育長 地域の人であれば、教員も一般の職業人でも変わりはありません。たまたま教員であれば兼職兼業の手続きをとってくださいということです。

事務局 本日の新聞にも掲載されていたのですが、小学校の体育専科の先生も兼職兼業により地域クラブで指導をする場合に、指導者として活動しやすいように制度として進めていくという内容だ

と思いますので、今日の記事については、今回の地域展開と連動しているものだと思います。

教育長 指導者の確保と質の担保ということもあります。今までは、学校の先生だから安心できたが、今度はどのような人が指導者になるのかという心配もあります。

委 員 現状、小学校には体育専科の教員はあまり配置されていないので、もっと専科教員の措置が増えればよいと思います。

事務局 甲斐市では10校に1人ずつ10人程いますが、体育の専科教員はおらず、山梨県にはあまり配置が無い認識です。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

(6) 11月の行事予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

○閉 会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので本定例会の閉会を宣する。(午後3時15分)